平成２３年（フ）第２１６号
大津市本堅田５丁目７番40号　コーポ堅田302号
債務者　田村　公秀
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３３号
奈良県生駒市辻町795番地
債務者　川田　裕昭
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２３４号
奈良県生駒市辻町795番地
債務者　川田ひとみ
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３１１号
奈良市芝辻町４丁目10番地の６　プレミール新大宮207号
債務者　池田　稚彦
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５６号
鳥取県西伯郡伯耆町大殿1365番地18
債務者　岩尾　伸行
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第６６号
鳥取県境港市竹内町1255番地の４
債務者　先久　康夫
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第８９号
鳥取県米子市富益町141番地８
債務者　遠藤　　悟
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第３４号
島根県大田市温泉津町井田イ312番地２
債務者　森﨑　定弘
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第４８号
島根県出雲市荒茅町2524番地
債務者　三島　　渉
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第５０号
島根県大田市仁摩町馬路1202番地３
債務者　松浦　光治
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第５３７号
広島市安佐北区可部東５丁目27番６―106号
債務者　藏本　英二
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５７６号
広島市西区己斐中１丁目２番31―202号
債務者　品川　微后
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３２号
広島市安佐北区落合３丁目13番１―505号
債務者　泉谷貴美子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４号
山口市下小鯖1171番地214
債務者　椋代　義夫
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８６号
山口県防府市大字田島1285番地　ＢＳ田島アパート３棟206号
債務者　中原　信充
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
山口県防府市大字仁井令938番地の９
債務者　竹本　栄二
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
山口県防府市大字田島1452番地の１　市住37棟669号
債務者　中原　悦子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
山口県下関市千鳥ヶ丘町８番４号
債務者　中野　順右
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係